

原料帳簿の備え付けについて

消費・安全局 農産安全管理課

令和3年12月1日施行

令和3年7月

農林水産省

生産する肥料について

- ① その原料表示等の表示が適正であることや、
- ② その肥料に適正な副産原料が使用されていること

を業者自身が確認できるとともに、立入検査においてこれらの適正性が確保されていることを迅速且つ確実に確認できるよう原料帳簿の備え付けを義務づける

保証票

登録番号	生産○○号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	化成999
保証成分量(%)	○○
肥料の種類	○○
材料の種類、名称及び使用量	○○ 20%
保証書	○○
生産年月	令和2年1月1日
生産者の氏名又は名称及び住所	○○
生産した事業場の名称及び所在地	○○

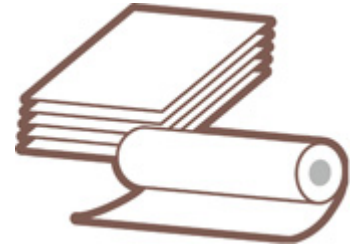
①生産する肥料について
その原料の表示等を適正に行う



②生産する肥料について
適正な副産原料を使用する

を常に
確認できるようにするため

原料帳簿



何を
どれだけ
使用したか等の情報を記録

を備え付ける

対象肥料：

- ① 原料、材料、異物を保証票等に記載している肥料（堆肥等（※）を含む）

※ただし、自社発生のみ動物の排せつ物と水分調整を目的とした植物質原料のみを使用した肥料は、使用した原料の種類、使用量、入手先等の情報についての原料帳簿の備え付けの対象外

- ② 原料規格のある肥料
- ③ 分析による保証をした指定混合肥料や汚泥肥料等の分析結果、指定混合肥料の品質低下（4週間ルール）の確認結果を記録する必要がある肥料

保存期間は2年

原料帳簿の対象肥料（その1）

① 対象となる肥料は、原料、材料、異物を保証票等に記載しているもの

土壌改良資材入り指定混合肥料 生産業者保証票
肥料の名称
原料の種類及び配合割合 (特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料)
普通肥料（肥料の・・・を除く。）（△割）： ○○、○○、○○
普通肥料（肥料の・・・に限る。）（△割）： ○○、○○、○○
特殊肥料（△割）：○○、○○、○○
材料の種類、名称及び使用量 (使用されている効果発現促材)
硫酸第一鉄（鉄として）○○%
混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合 (混入した物の名称及び混入割合)
指定土壌改良資材（△割）：○○
正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地
主成分の含有量

表示されている原料・材料・異物について、それらの名称、使用量等を原料帳簿に記載する必要

副産肥料についても、改正により原料表示する

指定配合肥料・指定化成肥料は、原料表示の有無にかかわらず、その成分の計算のため、原料の種類、名称、使用量等が必要

原料帳簿の対象肥料（その1）：材料表示

材料表示について、

- 組成均一化促進材における使用しない場合がある旨の表示では、原料帳簿の備え付けは不要
- 原料肥料中の効果発現促進材等を業者の任意で材料を表示しない場合には、原料帳簿の備え付けは不要で、表示する場合には、原料帳簿が必要

とする

肥料生産時に使用した材料の製品での表示

材料の種類	種類	名称	使用割合
組成均一化促進材※	○	○	×
着色材	○	○	×
摂取防止材	○	○	○
効果発現促進材	○	○	○
硝酸化成抑制材	○	○	○

○：必要 ×：不要

※：使用しない場合がある表示が可能

原料肥料中の材料表示

材料の種類	種類	名称	使用割合
組成均一化促進材※	任意	任意	×
着色材	任意	任意	×
摂取防止材	○	○	×
効果発現促進材	全てを表示するかしないか任意		
硝酸化成抑制材			
指定混合肥料に含まれてはいけないなもの	○	○	○
指定混合肥料に含まれてよいもの	全てを表示するかしないか任意		

○：必要 ×：不要

※：使用しない場合がある表示が可能

原料帳簿の対象肥料（その2）

② 対象となる肥料は、公定規格で原料規格の定めのあるもの

対象肥料：原料規格の設定がある肥料

公定規格において原料規格が設定される肥料の種類

①原料の範囲を限定しなければ肥料の品質の確保が困難なもの
(多様な産業副産物を原料にできるもの)

副産肥料
副産動植物質肥料
液状肥料
家庭園芸用複合肥料
化成肥料（肥料原料に化学的操作を行うものに限る）
吸着複合肥料
魚廃物加工肥料
乾燥菌体肥料
菌体肥料（新設）

②銘柄ごとの主成分が著しく異なり、植物にとっての有害成分を含有する恐れが高いもの
(多様な汚泥等を原料とするもの)

汚泥肥料
水産副産物発酵肥料
硫黄及びその化合物

原料帳簿の対象肥料（その2）：対象肥料（補足）

原料規格が設定されていない肥料（例：配合肥料）であっても、原料規格が設定されている肥料を原料として使用する場合、当該原料肥料の登録状況によっては原料帳簿の対象となる場合がある。

肥料会社A

登録：乾燥菌体肥料

原料帳簿の記載事項

- 使用したものの名称
- 使用量
- 購入元
- 発生元
- 発生工程

肥料会社B

登録済み：硫酸加里

+

登録済み：乾燥菌体肥料

↓

配合肥料B

原料帳簿の記載事項

- 使用したものの名称
- 種類
- 使用量
- 購入元

食品会社C

登録していない「乾燥菌体肥料」

肥料会社D

登録済み：硫酸加里

+

未登録：乾燥菌体肥料

↓

配合肥料D

原料帳簿の記載事項

- 使用したものの名称
- 種類
- 使用量
- 購入元
- 発生元
- 発生工程

- ③ 対象となる肥料は、分析による保証をした指定混合肥料等や品質低下（4週間ルール）等の確認を要するもの（その1）

分析による保証（指定配合肥料、指定化成肥料）

- 指定配合肥料の分析による保証は、以下のとおり。
 - ① 最終製品の分析による成分保証に当たっては、最終製品のロットごとに成分を分析し、その結果を帳簿に記録・保管する
 - ② 原料の分析値による成分保証に当たっては、原料ロットごとに成分を分析し、その結果を帳簿に記録する
- 指定化成肥料は、最終製品の分析による成分保証を行う必要があり、最終製品のロットごとに成分を分析し、その結果を帳簿に記録・保管する。

主成分の含有量の根拠となる分析結果

（特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料、汚泥肥料等）

- 主成分の含有量として表示をしている普通肥料について、その表示の根拠となる分析結果を保管する。

- ③ 対象となる肥料は、分析による保証をした指定混合肥料等や品質低下（4週間ルール）等の確認を要するもの（その2）

非水溶化する肥料の保証

- 非水溶化の保証は、**原則ロットごと**に分析をし、その**結果を記録**する。
- ただし、これ以上、非水溶化しないと判断した条件で分析した場合は、ロットごとの分析しなくてもよいこととする。
- 上記の根拠の**分析結果を保管**する。

液状肥料や酸及びアルカリとの混合（4週間ルール）

- ❑ 従来、指定配合肥料では、液状肥料やアルカリ肥料との配合は、品質低下の恐れがあるため認めていなかった。
- ❑ 配合後、4週間以上経過した肥料中の成分の分析値が設計値の80%を満たす場合については、当該肥料の生産を認める。
- ❑ 上記の一定要件を満たした根拠として、**使用した原料等に関する情報及び分析結果を記録**する。

肥料の原料・材料・異物の原料帳簿における記載項目

保証票に記載のある原料・材料・異物又は原料規格の対象となる原料については

- ① 肥料の保証票に記載のある原料、材料、異物については使用量等の情報が必要
- ② 原料規格の対象となる原料については、さらに原料規格に適合する観点の記録が必要

必須の記載項目

- ・ 保証票に記載のある原料・材料・異物又は原料規格の対象となる原料の名称、種類
- ・ 使用量（原料規格の対象だが、表示に記載が不要な原料は記載不要）
- ・ 購入元（肥料であれば購入帳簿で代用可能）



当該原料が原料規格の対象となる時には以下の記載項目も必要

- ・ 発生元（〇〇会社〇〇工場）（試薬や工業用薬品では不要）
 - ・ 発生工程の図や植害試験の結果など、原料規格への適合を確認できる書類を添付・保管
- ※当該原料が登録又は届出された肥料であれば、上記項目の記載は不要

帳簿に添付・保管する、原料規格への適合を確認できる書類の例

試薬の硫酸：安全データシート（SDS）

副産物：発生工程の図

植害試験が必要な副産物：発生工程の図と植害試験結果

留意点：輸入業者の場合は、輸出元との契約書等により上記必要事項を盛り込むことにより、代用可能とする

原料帳簿の記載内容

肥料製品に添付されている保証票の表示の根拠となる（原料の種類やその順位等が正しいと判断できる）内容であることが必要

保証票上の表示：

原料の種類（配合原料）

副産肥料、なたね油かす及びその粉末、化成肥料

記載している原料を使用しているか、記載順番は正しいか、その根拠を原料帳簿として保管する

生産年月日	令和2年4月3日		
肥料の名称	指定配21世紀エディション		
使用原料の種類	名称	使用量	購入元
副産肥料	副産アミノ元気	420kg	何でも商事(株)
なたね油かす及びその粉末	なたね1号	360kg	何でも商事(株)
化成肥料	化成999	220kg	何でも商事(株)
生産量	1000kg		

原料帳簿は、様式を定めず、複数書類で必要な事項があれば良いこととする

原料表示のない家庭園芸専用の指定配合肥料は、保証成分の適正の確認のため、使用した原料又は材料の種類、名称、使用量が必要

原料帳簿の記載例：指定配合肥料の場合

① 製品にどの原料等がどれだけ使用されているかの記録

生産年月日	令和2年4月3日		
肥料の名称	指定配21世紀エディション		
使用原料の種類	名称	使用量	購入元
副産肥料	副産アミノ元気	420kg	何でも商事(株)
なたね油かす及びその粉末	なたね1号	360kg	何でも商事(株)
化成肥料	化成(ナ商事)	220kg	何でも商事(株)
生産量	1000kg		

ペットネームで記載されていれば
対応表を別途用意する



ポイント！
その原料肥料の保証成分
及びその量がわかるの資料
にて確認可能
例：保証票等

② 製品の生産工程において、原料、材料、異物の投入量や配合割合の記録

原料投入記録

サイロ1
副産肥料(副産アミノ元気) 300kg
なたね油かす及びその粉末(なたね1号) 600kg
化成肥料(化成999) 100kg

サイロ2
副産肥料(副産アミノ元気) 500kg
なたね油かす及びその粉末(なたね1号) 200kg
化成肥料(化成999) 300kg



混合

配合割合

	割合
サイロ1	40%
サイロ2	60%

計算すれば、①と同じ結果

副産肥料：300kg×40% + 500kg×60% = 420kg
 なたね油かす及びその粉末：600kg×40% + 200kg×60% = 360kg
 化成肥料：100kg×40% + 300kg×60% = 220kg

原料帳簿の記載例：化成肥料の場合（副産原料を使用した場合）

① 製品にどの原料等がどれだけ使用されているか、適正な副産原料を使用しているかの記録

生産年月日	令和2年4月3日		
肥料の名称	化成21世紀エディション		
使用したものの名称	使用量	購入元	発生元
水溶性窒素化合物含有物	200kg	何でも商事(株)	食品添加物製作所 千葉工場
なたね油かす及びその粉末	430kg	何でも商事(株)	
配合肥料	400kg	何でも商事(株)	
副産肥料	300kg	何でも商事(株)	
(塩化加里)	(70kg)	何でも商事(株)	
生産量	1500kg	何でも商事(株)	

原料規格(抜粋)	
原料の種類	原料の条件
水溶性窒素化合物含有物	ホ 食品品用酵素、人工甘味剤、 食品添加物 又は飼料添加物の製造副産物

塩化加里は登録肥料で、化成肥料の窒素全量を保証する原料ではないので原料表示に関わらない。このため塩化加里の記載は義務ではない

別添書類（水溶性窒素化合物含有物の発生工程）

糖類
アミノ酸

— 反応等 —

→ 分離 →

副産原料

↓
食品添加物
(甘味料)



② 輸入登録肥料の記録

海外の生産元や輸出元との契約書等により、上記の①の内容を盛り込むことにより、代用可能とする
※購入元は記載不要であり、発生元の代わりに業種とすることも可能

原料帳簿の記載例：汚泥肥料の場合

汚泥肥料（受け入れ量＝原料投入量）の場合の記録



- 生産現場の実態に応じ、受け入れ量、投入量等からその最終製品の原料順位となる原料順序の根拠がわかるような資料を備え付ける。
- 上記の場合、し尿汚泥＞牛ふん＞木くずというように毎日の受け入れ原料の大小関係が変わらないので受け入れ記録を原料帳簿とする。

原料帳簿の記載例：特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

(特殊肥料等入り指定混合肥料の例)

効果発現促進材 (EDTA鉄) 入り配合肥料 (200kg) + **特殊肥料等入り指定混合肥料** (普通肥料：硫酸アンモニア、尿素、塩化加里、特殊肥料：米ぬか、グアノ) (500kg) + 摂取防止材入り肉骨粉 (50kg)

保証票の原料表示の記載例

原料の種類及び配合割合

(配合原料)

普通肥料 (肥料の・・・を除く。) (8割) : 硫酸アンモニア、配合肥料、尿素、肉骨粉、塩化加里

特殊肥料 (2割) : 米ぬか、グアノ

備考：重量割合の大きい順である。

材料の種類、名称及び使用量

(使用されている効果発現促進材)

EDTA鉄 (鉄として)

4.26%

(使用されている摂取防止材)

パームアッシュ

備考：材料には原料由来のものを含む。

原料帳簿の記載例：特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

(特殊肥料等入り指定混合肥料の例)

効果発現促進材 (EDTA鉄) 入り配合肥料 (200kg) + 特殊肥料入り指定混合肥料 (普通肥料：硫酸アンモニア、尿素、塩化加里、特殊肥料：米ぬか、グアノ) (500kg) + 摂取防止材入り肉骨粉 (50kg)

原料帳簿の記載例

生産年月日	令和2年4月3日		
肥料の名称	指定混合令和型		
原料の種類	名称	使用量	購入元
配合肥料	特配合	200kg	何でも商事(株)
肉骨粉	豚肉骨粉	50kg	何でも商事(株)
特殊肥料入り指定混合肥料	配合3号	500kg	何でも商事(株)
生産量	750kg		

配合肥料中の効果発現促進材 (EDTA鉄) や肉骨粉中の摂取防止材の使用割合等がわかる資料により確認し、材料表示に利用
その他の肥料の名称に係る情報や成分に係る情報も確認できるようにする

特殊肥料入り指定混合肥料の原料割合がわかる資料により確認し、原料表示に利用

生産年月日	令和2年3月1日
肥料の名称	特殊肥料入り指定混合肥料
使用したものの名称	使用量
硫酸アンモニア	250kg
尿素	75kg
塩化加里	50kg
米ぬか	75kg
グアノ	50kg
生産量	500kg

原料帳簿が必要な肥料（まとめ）

原料帳簿は、生産・輸入・外国生産の登録届出を問わず、

①原料、材料、異物を保証票等に記載している肥料

例：窒素全量を保証する配合肥料、化成肥料
指定混合肥料、
堆肥センターで生産する堆肥

等

②原料規格のある肥料

例：副産肥料
乾燥菌体肥料、
液状肥料、
登録を取っていない副産肥料を原料とする配合肥料

等

③分析による保証をした指定混合肥料や汚泥肥料等の分析結果、指定混合肥料の品質低下（4週間ルール）の確認結果を記録する必要のある肥料

例：4週間ルールにより品質低下の確認した指定混合肥料、
原料又は製品の分析結果により保証又は表示している指定混合肥料、
非水溶化した成分の指定混合肥料
汚泥肥料

等

生産・輸入の都度、原料帳簿を備え付け、**2年間**保管することが必要。